

# 近畿学校保健学会通信

No. 4 1

昭和 56 年 11 月 15 日  
近畿学校保健学会事務所  
〒543 大阪市天王寺区南河堀町4  
大阪教育大学保健学教室内  
TEL 06-771-8131(内線242)

## 第29回近畿学校保健学会の開催にあたって

第29回近畿学校保健学会年次学会長 北 村 李 軒

本年7月の和歌山における第28回近畿学校保健学会において、今回は京都で開催することが決まり、思いがけなくも小生が年次学会長としてお世話することになりました。

今回の学会は通算29回目ということですから、本会は実に長い歴史を持っています。その中には学校保健の広い領域にわたって、先人の目覚ましい業績の積み重ねがあることはご承知の通りです。しかし、児童・生徒・学生の保健問題は時代的、社会・経済的背景に強く影響されて、徐々に変貌しつつあるのが現実の姿です。従って、過去の業績を踏まえたうえで、新しく生起する問題を絶えず見きわめ、その科学的対応について検討することが、学校保健に携わる者の責務の1つでありましょう。

今日まで固定会員のなかった本学会は、その組織運営について長年にわたり検討が加えられた結果、本年度に漸く新会則ができ上がりました。歴史ある学会としては、はじめて固定会員を持つまでに脱皮し、名実ともに学会らしい体制ができ上がった記念すべき年度となりました。

新年度からは、学会を代表する幹事長のもとでの年次学会として開催されることになり、これによって今後の各年次学会のあいだに有機的な連繋もできるようになり、また、会員相互の協同研究や宿題研究なども可能になるものと期待しています。

新会則の発足に伴い、現時点では正会員はゼロに近く、少数の暫定役員と年次学会長だけが決められている変則状態にあります。従って、既に次年度学会の企画準備期に入っておりながら、未だに戸惑いをしている状態です。この学会通信には、従前ならば実施要項の概略はお知らせできておりましたが、今回は小生の力量不足に加えて上述のような事情のため、開催日と会場の予報のみのご案内に止まりましたことを深くお詫び申します。

小生は大学における保健業務に携わっている一内科医です。小・中・高校における教育現場については勿論のこと、これら年齢層の保健上の諸問題についても、全く素人の域を出ないことを自認しています。先輩諸賢や関係各位のご支援を得て、みのりある年次学会とするため努力するつもりです。従前にも増して多数のご参加を得ることが、成果をあげるための必須要素と考えておりますので、絶大なお協力を願います。

## 第28回近畿学校保健学会を終えて

第28回近畿学校保健学会会長 武 田 真太郎

去る7月9日、和歌山市民会館で開催しました第28回近畿学校保健学会では、近畿各地のみならず、遠く神奈川や徳島、高知の各県からも参加者があり、午前中、28題の研究発表をめぐって活発な討論が展開されました。校内暴力、非行などが表面化し、子どもたちの無気力が問題になるなかで、学校保健のかかえる課題も大きく変貌してきておりますので、これらの極めて今日的で対応の困難な課題への大胆な取り組みが必ずしも充分でなかったのが心残りではありましたが、午後の会長講演の折には会場内に300名をこえる方々がお集まり下さいました。その後のシンポジウムの後半には遠距離の方が抜けられて多少淋しくなりましたが、広い会場いっばいに学校保健にかける熱気が充ちておりました。真夏の太陽が遠く四国の山脈に沈む頃、時の経つのも忘れて、世代の差を超越して、お互いになごやかな雰囲気なかで歓談していただいた懇親会も無事終了いたしました。

このように有意義に学会の1日を終ることができましたことは、お世話をさせていただいた者として誠にうれしく、心から感謝いたしております。

ところで、今回の学会で特筆すべきことがあります。前回の和歌山での学会総会以来6年間、学会事務所の常設や恒久的な会員制度の導入などをめざして慎重に検討が重ねられてきた新会則が、今回の総会において会員の皆様の御協力を得て、審議決定され、装いを新たにした近畿学校保健学会がその第1歩を踏み出すことができたことです。その後の暫定幹事会で、新しく規定された幹事長を大阪教育大学の上林久雄教授にお引き受けいただき、学会事務所が大阪教育大学に設置されました。

この新しく誕生した学会の組織運営のあり方に従って、来年の第29回の学会は京都大学の北村李軒教授のもとで開催されます。これを機に、本学会がますます発展いたしますことを祈念してやみません。

最後になりましたが、今回の学会に寄せられました会員の皆様の御理解、幹事や評議員の諸先生方の御協力に厚く御礼申し上げます。さらに、本学会を御後援いただいた地元の学校保健関係機関ならびに種々の御援助を賜った全国各地の援助者の方々に対しまして深く感謝いたします。

## 近畿学校保健学会暫定幹事長に選出されて

大阪教育大学教授 上 林 久 雄

今度、近畿学校保健学会の会則改正にともなう暫定措置にもとづき、暫定幹事会より暫定幹事長に選出

されて学会のお世話をさせて頂くことになりました。浅学非才の上、大学教授として教育研究や内外の公務にも多忙な身ではありますが、学会の先輩各位や会員の皆様様の御指導と御支援をたのみの綱として一日も早く新会則による学会運営ができますよう色々とお世話させて頂く心構えでおります。会員各位の心暖い御力添を心よりお願い申し上げます。

近畿学校保健学会は昭和29年第1回学会が開催されて以来、近畿の学校保健関係者の熱心な研究心に支えられて今日に至りました。その間、多くの先輩諸先生方が「片すみの日影の場所」にある学校保健をただ一途に児童・生徒の心身の健康を希求して「日のあたる場所」へおくために血のにじむような努力を重ねられたのであります。そして、今日の教育現場での児童・生徒の心身の健康状態をみると、「学校保健なくして明日の教育はない」とすらいえる時期に来ているのではないかと考えます。このような状況をふまえて、われわれ学会員は、大学、教育現場、地域のいずれの分野にあっても常に密接な連けいと協力を保ちながら、「会員のための研究」ではなく「真に児童・生徒の健康のための研究」をこなすことが、多方面より要請されているものと確信しております。今回の会則改正も前述した意味で会員相互間の今迄以上の連帯を深めるため、学会の組織運営を効率化するとともに、近畿学校保健学会が「与えられた学校保健」から「創られる学校保健」へ多少なりとも変容させるべくおこなわれたものであります。

大方の会員の皆様様の御協力を重ねてお願い申し上げて御挨拶に代えさせていただきます。

## 会 員 募 集 に つ い て

第28回近畿学校保健学会総会において別紙のように学会会則が改正され、昭和57年度より恒久会員制を設けることになりました。当分の間、本会の趣意に賛同され会員として会費を納入して頂きますと、年2～3回学会通信及び年次学会の案内をお送り致します。又、昭和57年度年次学会（於京都、別紙案内御参考のこと）での研究発表は全員でないとできませんので、会員を希望される方は昭和57年3月31日までに昭和57年度会費3,000円を学会事務所まで納入されますようお願い致します。

なお、今年度は学会会則改正による学会運営の移行期でもあり、運営経費もほとんどない状態ですので、多くの方が会員になられてできるだけ早く会費を前納して頂くよう重ねてお願い致します。

## 第29回近畿学校保健学会開催要領

1. 会 長 京都大学教授（保健管理センター所長） 北 村 李 軒
2. 事 務 局 〒606 京都市左京区吉田本町 京都大学保健診療所内  
第29回近畿学校保健学会事務局（事務局長 京都大学助教授  
（保健診療所長）小 川 隆 三）  
（075）751-2111 内線 2400, 2401
3. 開 催 期 日 昭和57年6月8日（火） （予定）
4. 会 場 京 都 商 工 会 議 所 （ 予 定 ）  
〒604 京都市中京区烏丸通夷川上ル西側  
（京都市 地下鉄「丸太町駅」南口下車）  
（075）231-0181（代）
5. 内 容 一 般 口 演  
特 別 講 演 （ 未 定 ）  
シンポジウム （ 未 定 ）  
総会、評議員会
6. 年次学会での参加について  
次号「学会通信」でお知らせしますが、それまでにできるだけ、  
会員となって頂くようお願いします。

## 近畿学校保健学会会則改正案

### 現行

#### 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は近畿学校保健学会と称する。

第2条 本会の事務所は学会々長のもとにおく。

#### 第2章 目的及び事業

第3条 本会は学校保健に関する研究を行い、健康で文化的な学校生活に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会及び研究会の開催
2. 会誌及び図書の刊行
3. 学校保健に関する調査研究
4. 講習会の開催
5. その他本会の目的達成に必要な事業

#### 第3章 構成及び会員

第5条 本会は近畿地方に在住する学校保健関係者並びに本会の趣旨に賛同するものをもって構成する

第6条 会員をわけて次の三種とする。通常会員 賛助会員 名誉会員

第7条 通常会員は本会の趣旨に賛同し会費を納めたものとする。

第8条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たものとする。

第9条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、また本会に功労のあったもので、評議員会で推薦されたものとする。

第10条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

#### 第4章 役員

第11条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 評議員 若干名
4. 幹事 若干名

第12条 役員の任期は1ヶ年とし、評議員及び幹事は留任をさまたげない。

第13条 会長は学会開催地の会員のうちから評議員会において選出する。副会長は会長が委嘱する。会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を助け、会長に事故あればこれを

### 改正案

#### 第1章 総 則

第1条 本会は近畿学校保健学会と称する。

第2条 本会は学校保健に関する研究を行い、学校教育に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務所は幹事長のもとにおく。

#### 第2章 事 業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、年次学会の開催
2. 会誌その他出版物の刊行
3. 学校保健に関する調査研究
4. その他本会の目的達成に必要な事業

#### 第3章 会 員

第5条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入したものととする。

第6条 会員は年次学会、会誌などを通じて研究を発表することができる。また会誌の配布および本会の事業について連絡を受ける。

第7条 本会には賛助会員および名誉会員をおくことができる。

第8条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たもので賛助会費を納めたものとする。

第9条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、本会に功労のあったもので、評議員会の推薦にもとづき、総会で承認されたものとする。

第10条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

#### 第4章 役 員

第11条 本会に次の役員をおく。

1. 評議員 若干名
2. 幹 事 若干名（うち1名を幹事長、一部を常任幹事とする）
3. 監 事 2名

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員は会員より選出されるものとする。

第13条 役員の選出方法は別に定める。

第14条 役員の任務を次のように定める。

1. 評議員は評議員会を組織する。
2. 幹事は幹事会を組織する。常任幹事は会務

## 現行（つづき）

代理する。

- 第14条 評議員及び幹事は会長が委嘱する。評議員は本会の運営に関する事項を評議し、幹事は会長の依頼を受けて会務を処理する。

### 第5章 会 議

- 第15条 会議は総会、評議員会及び幹事会とする。
- 第16条 総会は毎年1回これを開く。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第17条 会長は総会開催にあたって臨時に若干の総会役員をおくことができる。
- 第18条 評議員会は会長これを召集し、重要事項を審議する。
- 第19条 幹事会は会長これを召集し、その議長となり、総会、評議員会から委任された事項及び会長が必要と認めた緊急事項を処理する。

### 第6章 会 計

- 第20条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 第21条 本会の会計年度は総会から次期総会までとする。

- 第22条 本会の決算は評議員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

#### 雑 則

- 第23条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

#### 附 則

- ① 会費は通常会費 1,000円、評議員は会費の他に500円を納めるものとする。
- ② 本会則は、昭和28年6月29日より施行する。

昭和33年6月13日

一部改正

昭和39年5月17日

一部改正

昭和49年9月6日

一部改正

## 改正案（つづき）

を処理する。幹事長は学会を代表し、会務を統括する。

3. 監事は会計を監査する。

### 第5章 会 議

- 第15条 本会の会議は総会、評議員会および幹事会とする。
- 第16条 総会は幹事長が毎年1回召集し開催する。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第17条 評議員会は幹事長が召集し、本会の運営に関する重要な事項を審議決定し、総会の承認をうけるものとする。
- 第18条 幹事会は幹事長が召集し、評議員会に提案する議題の審議ならびに総会、評議員会から委任された会務を処理する。
- 第19条 評議員会および幹事会は構成員の過半数をもって成立する。

### 第6章 年次学会

- 第20条 本会は毎年1回年次学会を開催する。
- 第21条 年次学会会長は会員のうちから評議員会で選出し、総会で承認され、年次学会の運営にあたる。
- 2 年次学会会長は幹事会に出席することができる。

### 第7章 会 計

- 第22条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

- 第24条 本会の収支決算は、監事の監査を受け、評議員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

#### 雑 則

- 第25条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

#### 附 則

- 第26条 会費は年額 3,000円とする。
- 第27条 本会則は、昭和28年6月29日より施行する。

昭和33年6月13日

一部改正

昭和39年5月17日

一部改正

昭和49年9月6日

一部改正

昭和56年7月9日

改正

## 近畿学校保健学会会則改正にともなう移行措置

近畿学校保健学会会則改正草案検討委員会

近畿学校保健学会会則改正が承認された後、新会則での学会運営のための移行措置を次のように定める。

- (1) 新会則による新幹事が選出されるまでの間、暫定幹事として、第28回近畿学校保健学会（以下第28回学会と略記）幹事の若干名を第28回学会長が委嘱する。
- (2) 第28回学会長は上記(1)の暫定幹事による幹事会を新会則決定後1ヶ月以内に召集する。
- (3) 上記(2)の幹事会において、暫定的に幹事長を選出する。
- (4) 暫定的に選出された幹事長は学会事務所を開設する。
- (5) 上記(3)による幹事長は暫定的に学会を代表し、会務を統括するとともに、上記(1)による幹事会を召集し、可久的速やかに新会則による役員の選出方法を審議する。
- (6) 第29回近畿学校保健学会は新会則による年次学会として開催する。
- (7) 新会則による会員の募集は暫定的に昭和57年度年会費を3,000円として、第28回学会終了後第29回学会までの間におこなう。

## 事 務 報 告

### 1. 「近畿学校保健学会会則改正」及び「会則改正にともなう移行措置」について。

昭和56年7月9日、和歌山市民会館における第28回近畿学校保健学会評議員会にて上記2案を審議検討の上、総会にて2案とも承認された。(内容は別紙参考のこと)

### 2. 「会則改正にともなう移行措置」による暫定幹事会報告。

昭和56年8月24日、会則改正にともなう移行措置にもとずき、第28回学会長武田先生より暫定幹事会が召集され、下記の点が決定された。

- (1) 暫定幹事長として大阪教育大学上林久雄先生が選出され、当分の間、事務所を大阪教育大学保健学教室におくことになった。
- (2) 暫定幹事長は暫定常任幹事を指名することが承認された。
- (3) 早急に ①新会則 ②移行措置 ③来年度年次学会案内 ④会員募集等をもり込んだ学会通信第41号を評議員、一般会員におくり、会員募集をおこなうことになった。
- (4) 暫定評議員については、9月末日までに各府県の暫定幹事より暫定幹事長へ推せんすることになった。

以 上

近 畿 学 校 保 健 学 会 暫 定 事 務 所

〒543 大阪市天王寺区南河堀町4

大阪教育大学保健学教室

電話(代表)06-771-8131, 内線242

振替 大阪0-308509



# 第28回近畿学校保健学会収支決算書

| 収 入 の 部                                                                                         |           |           | 支 出 の 部                              |           |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|--------------------------------------|-----------|-----------|
| 科 目                                                                                             | 予算額       | 収入済額      | 科 目                                  | 予算額       | 支出済額      |
| 会 費<br>一般会員会費 1000円×226人<br>評議員会費 1500円×107人<br>参加費 500円×349人<br>予稿集(郵送料とも)750円×7人<br>(不参加の方のみ) | 845,000   | 566,250   | 印 刷 費<br>学会通信№39, №40<br>口演予稿集、他     | 621,000   | 597,660   |
| 補 助 金<br>和歌山県教育委員会 200,000 円<br>和歌山市教育委員会 100,000 円                                             | 300,000   | 300,000   | 謝 礼<br>特別講演講師、シンポジウム講師<br>座長、アルバイト、他 | 246,000   | 301,050   |
| 援 助 金                                                                                           | 610,000   | 900,000   | 会 場 費<br>会場使用料、会場設営費                 | 157,000   | 253,650   |
|                                                                                                 |           |           | 会 議 費<br>幹事会、評議員会、準備委員会              | 198,500   | 278,000   |
|                                                                                                 |           |           | 通 信 費<br>郵便料、他                       | 390,000   | 200,690   |
|                                                                                                 |           |           | 雑 費<br>文具、名札、テープ、フィルム<br>コピー代、他      | 142,500   | 135,200   |
|                                                                                                 | 1,755,000 | 1,766,250 |                                      | 1,755,000 | 1,766,250 |

( 切り取り線 )

各票の※印欄は、払込人において記載してください。

| 払 込 通 知 票 |             |   |        |   |   |   |   |   |     |
|-----------|-------------|---|--------|---|---|---|---|---|-----|
| 口座番号      | ※           | 十 | 万      | 千 | 百 | 十 | 番 |   |     |
| 大阪 0-     |             | 3 | 0      | 8 | 5 | 0 | 9 |   |     |
| 加入者名      | 近畿学校保健学会事務所 |   |        |   |   |   |   |   |     |
| 金額        | ※           | 億 | 千      | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 円 |
| 払込人住所氏名   | ※ (郵便番号)    |   |        |   |   |   |   |   |     |
| 備考        |             |   | 受付局日附印 |   |   |   |   |   |     |

(郵 政 省)

文字は正確明りように、数字はアラビア数字を使ってお書きください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に証明してください。

各票の記載事項にまちがいのないことを確かめください。

| 払 込 票   |             |       |        |   |   |   |   |   |     |
|---------|-------------|-------|--------|---|---|---|---|---|-----|
| 口座番号    | ※           | 十     | 万      | 千 | 百 | 十 | 番 |   |     |
| 大阪 0-   |             | 3     | 0      | 8 | 5 | 0 | 9 |   |     |
| 加入者名    | 近畿学校保健学会事務所 |       |        |   |   |   |   |   |     |
| 金額      | ※           | 億     | 千      | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 円 |
| 払込人住所氏名 | ※           |       |        |   |   |   |   |   |     |
| 料 金     | 払込み 円       | 特 殊 円 | 受付局日附印 |   |   |   |   |   |     |
| 備考      |             |       |        |   |   |   |   |   |     |

(郵 政 省)

## 近畿学校保健学会暫定幹事名簿

(昭和56年8月24日現在)

### ◇滋賀県

佐々木 武 史(滋賀医大)                      林                      正(滋賀大・教育)                      宮 田 英 子(滋賀大・教育)

### ◇京都府

北 村 李 軒(京大・保健管理センター)    山 岡 誠 一(京都教育大)                      米 田 幸 雄(京都教育大)

### ◇大阪府

今 井 英 二(大阪教育大)                      大 山 良 徳(大阪大・教養)                      上 林 久 雄(大阪教育大)  
後 藤 英 二(大阪教育大)                      山 口 正 民(大阪府医師会)

### ◇奈良県

橘        重 美(天理大・体育)                      出 口 庄 佑(奈良女子大)                      中牟田 正 幸(奈良教育大)

### ◇兵庫県

佐 守 信 男                                              塚 本 利 之(兵庫医大)                      美 崎 教 正(神戸大・教養)  
南            哲(神戸大・教育)                      山 城 正 之(神戸大・教育)                      横 尾 能 範(神戸大・教育)

### ◇和歌山県

井 辺 八 郎(県学校保健主事研究会)    川 崎 武 彦(県歯科医師会)                      小 谷 諒 夫(県 教 委)  
松 岡 勇 二(和歌山大学)  
武 田 真太郎(和歌山医大・衛生)

------( 切り取り線 )-----

### 近畿学校保健学会会員登録について

1. 学校保健に関心のある方は誰でも会員になれます。
2. 近畿学校保健学会は近畿地区6府県の輪番で毎年1回開催されます。  
会員として入会されると、引続き「学会通信」をお送りし、学会に参加できます。
3. 申込みは右記通信欄に必要事項をご記入のうえご送金下さい。

| 通 信 欄                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>近畿学校保健学会会員登録</p> <p>◇会費 ￥3,000</p> <p>会員氏名</p> <p>住所 (〒        )</p> <p>所属(具体的に)<br/>(            府・県)</p> <p>職 種</p> |